

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

◆返金規定

入社後 30 日以内の退職：紹介手数料の**80%**を返金

入社後 31 日以上 60 日以内の退職：紹介手数料の**50%**を返金

入社後 61 日以上 90 日以内の退職：紹介手数料の**30%**を返金

ただし、以下の条件に該当する場合は、返還対象外となります。

◆適用除外条件

求人者の法令違反：求人者が採用者に対して、各種労働関連法令に違反した対応を行い、それが理由で採用者が退職した場合には、返金はいりません。

派遣労働者紹介：派遣先で就業中の派遣労働者を紹介した場合や、紹介予定派遣により発生した紹介手数料には、本制度は適用されません。

その他の契約条件：有料職業紹介契約書により別途定めがある場合、その規定に基づくものとします。

◆代替措置

返金対象となる退職者が発生した場合、求人者が希望する場合には、同等の条件で新たな求職者の紹介を行う代替措置を検討することが可能です。この場合、追加の紹介手数料は発生せず、返金はいりません。

◆支払期限

返戻金の支払いは、退職が確定した日から 30 日以内に行います。

求職者の退職理由に関する確認が必要な場合には、支払い期限が若干延長される可能性があります、その際は事前に通知いたします